

野田市告示第8号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 7年 1月16日から 令和 7年 1月30日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 7年 1月16日

野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	1 1 3 5 6	川間 1 1 3 5 6 号線	尾崎字遠島 7 4 9 番 1 6 地先	
			尾崎字遠島 7 4 9 番 1 1 地先	
2	1 1 3 5 7	川間 1 1 3 5 7 号線	尾崎字小作 1 0 8 1 番 1 地先	
			尾崎字小作 1 0 9 5 番 2 地先	
3	1 1 3 5 8	川間 1 1 3 5 8 号線	尾崎字小作 1 0 8 1 番 1 9 地先	
			尾崎字小作 1 0 8 1 番 1 9 地先	

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
4	4 4 1 1 0	東 部 4 4 1 1 0 号 線	中根新田字矢向 1 3 0 番 1 地先	
			中根新田字矢向 1 2 7 番 3 地先	
5	5 3 1 1 5	南 部 5 3 1 1 5 号 線	山崎字中地 2 0 3 5 番 4 2 地先	
			山崎字中地 2 0 3 5 番 4 2 地先	
6	9 3 9 2 9	関 南 9 3 9 2 9 号 線	木間ヶ瀬字飯塚 1 3 1 3 番 1 地先	
			木間ヶ瀬字十三石 1 5 5 6 番 1 地先	